

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（有価証券届出書等の記載の特例）</p> <p>第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合（第九号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 第一号に定める事項</p> <p>八 第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 第五号に定める事項</p>	<p>（有価証券届出書等の記載の特例）</p> <p>第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合 第一号に定める事項</p> <p>八 第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合 第五号に定める事項</p>

-
- 九|| 本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前に第八条第二項の規定により当該株券の募集又は売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的として当該募集又は売出しを行う必要があるとき 次に掲げる事項
- イ 第一号又は第五号に定める事項
- ロ 発行数又は売出数及び売出価額の総額
- 十||
〔略〕
-

〔号を加える。〕

九||
〔同上〕

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務 (支) 局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 _____

【英訳名】 _____

【代表者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【最寄りの連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】 _____

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 _____

【総覧に供する場所】 _____

名称 _____
所在地 _____

【第一部～第四部 略】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
なお、第9条第9号に掲げる場合には、本部の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書 (以下この様式において「届出書」という。)の表紙に付記すること。

(1) 新発発行株式

【a～g 略】

h 第9条第9号に掲げる場合には、本部の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集の相手方、当該募集は当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の募集はその上場の承認後に同号に定める事項に係る訂正届出書の提出があった日から行う旨を欄外に記載すること。

【2】・(3) 略】

(4) 入れこよらない募集

【a～c 略】

d 発行価格 を記載しない但有価証券届出書 (以下この様式において「届出書」という。)を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e 略】

【5】・(6) 略】

(7) 売出株式

【a～c 略】

d 第9条第9号に掲げる場合には、本部の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の売出しの相手方、当該売出しは当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の売出しはその上場の承認後に同号

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務 (支) 局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 _____

【英訳名】 _____

【代表者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【最寄りの連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】 _____

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 _____

【総覧に供する場所】 _____

名称 _____
所在地 _____

【第一部～第四部 同左】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
なお、第9条第9号に掲げる場合には、本部の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書 (以下この様式において「届出書」という。)の表紙に付記すること。

(1) 同左】

【a～g 同左】

【加える。】

【2】・(3) 同左】

(4) 同左】

【a～c 同左】

d 発行価格 を記載しない但有価証券届出書 (以下この様式において「届出書」という。)を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e 同左】

【5】・(6) 同左】

(7) 同左】

【a～c 同左】

【加える。】

<p>に定める事項に係る訂正届出書の提出がなかった日から行う旨を欄外に記載すること。ただし、届出書に係る当該株券の募集及び売出しが進行して行われる場合において、これらの事項を(1)hに規定する事項と併せて記載しているときは、その旨を記載することにより、記載を省略することができる。</p> <p>[8]～(8) 略]</p>	<p>[8]～(8) 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は省略される。</p>	